【介護保険施設等】神戸市社会福祉施設等 ICT 化推進事業の申請手続き等について

1 対象施設

神戸市社会福祉施設等 ICT 化推進事業補助金交付要綱第2条第1項第1号に定める社会福祉施設等 ※令和6年度より、在宅サービス(訪問系・通所系サービス事業所)にも対象を拡大しています。 ※原則、申請は1施設等1回のみです。過去に申請した施設等は対象外になります。

2 補助内容

(1) 補助対象の経費

記録、請求等の入力業務の省力化やリアルタイムでの情報共有等、介護保険業務の効率化を図ることを目的に、令和6年4月1日から令和6年12月31日までに購入等した以下の費用が対象となります。

ソフトウェア	・ソフトウェア資産の購入費(改修費を含む)
	・クラウドサービス利用料
	・保守・サポート費、セキュリティ対策にかかる経費(ハード
	ウェア・ソフトウェア導入時等に限る)
ハードウェア	・デスクトップパソコン、ノートパソコン
	・タブレット端末
	・スマートフォン
	・インカム
	・Wi-Fi 機器(モデム・ルーター代)
	上記機器及び付属品の購入や配送、設置工事に要する経費

(2) 補助対象外の経費

- ・インターネット回線使用料等の通信費
- ・プリンタ購入(リース)費
- ・オンライン会議利用目的でのタブレット端末等購入費
- ・すでに国および県からその他補助金を受けている機器等への費用等
- ※兵庫県の実施する「<u>介護業務における業務効率化支援事業(ICT)」</u>等の補助金の採択を受けていないか、ご注意ください。県事業と市事業の重複申請は認められません。

3 補助額

1事業所あたりの補助額は、上記の対象経費に補助率 1/2 を乗じた額と以下の補助上限額を比較して、 少ない方の額。

要件	補助上限額
・施設サービス:職員数(非常勤含む)1人~19人	75,000 円
・在宅サービス	
・施設サービス:職員数(非常勤含む)20 人以上	150,000 円

※非常勤職員については、「①雇用契約を結んだ者、②直接サービスを提供する者 | の要件を満たせば、

1名としてカウント可能。(但し、管理者もしくはサービス提供責任者については、要件に関係なく、非常勤職員も1名としてカウント可能。)

4 申請方法



■手続き名

R6 社会福祉施設等 ICT 化推進事業補助金(介護保険施設等・当初申請)

■申請方法

二次元バーコードを読み取り または 下記 URL から申請フォームにアクセス https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/0950512e-a374-42ee-8431-6ea82f4dca9b/start

※e-KOBE の操作方法等について、別紙 PDF「e-KOBE(電子申請)による補助金申請手続きのご 案内」を必ずご一読ください。

※介護保険施設等と障害福祉施設等で申請フォームが異なります。

5 申請期間

下記の申請期間中に、e-KOBE 申請フォームからご申請ください。

当 初 申 請	令和6年9月24日(火曜)から令和6年12月31日(火曜)
決定通知交付	申請受付後、e-KOBE で順次発送
変更・中止・廃止申請	事前にご相談のうえ、申請してください。
実績報告	交付決定通知を受領してから、令和7年2月28日(金曜)まで

- ※交付決定を受けた内容から変更が生じた場合は、変更申請を行い、変更交付通知決定を受ける必要があります。
- ※実績報告完了後、補助金をお支払いします。
- ※予算額を超える申請があった場合には、先着順により、予算範囲内で補助対象事業者を決定いたしますので、あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

神戸市福祉局介護保険課

(電話番号) 078-322-6229

(電子メール) kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp